

虐待の防止のための基本方針

特定非営利活動法人 訪問介護ステーションひびき

1. 目的

本指針は、障害者虐待の防止及び早期発見・早期対応を図り、利用者の尊厳を守るとともに、安全で安心できる支援を提供することを目的とする。

また、日常の支援において発生し得る不適切な対応を未然に防止し、職員一人ひとりが適切な支援を実践できる体制を整備することを目的とする。

2. 基本方針

- 利用者の人格及び尊厳を尊重する
- 虐待は意図の有無に関わらず発生し得ることを理解する
- 早期発見及び組織的対応を徹底する
- 職員の資質向上及び体制整備により虐待防止を図る
- 利用者の意思及び選択を尊重した支援を行う

3. 虐待の定義

身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、放棄・放置（ネグレクト）

4. 虐待防止体制

管理者を虐待防止責任者とし、虐待防止委員会を設置する。

虐待の防止のための基本方針

5. 虐待の予防

丁寧な対応、意思確認、個別性の尊重、記録、情報共有を徹底する。

6. 虐待発生時の対応

報告→安全確保→事実確認→関係機関連絡→再発防止

7. 通報義務

虐待が疑われる場合は速やかに通報し、通報者の不利益取扱いは禁止する。

8. 職員研修

年1回以上の研修及び新任研修を実施する。

9. 記録及び報告

発生日時、内容、対応、再発防止策を記録する。

10. 身体拘束の適正化

原則禁止とし、やむを得ない場合は三要件を満たす。

11. 見直し

年1回以上見直しを行う。